

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 9



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1

訓 令

- 鹿 児 島 県 鹿 児 島 県 議 会 鹿 児 島 県 議 会
- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会
- 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 訓 令 及 び 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程
- 鹿 児 島 県 監 査 委 員 鹿 児 島 県 監 査 委 員
- 鹿 児 島 県 地 方 労 働 委 員 会 鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
- (※) (管財課取扱い) 2

規 則

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 36 号

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年鹿 児 島 県 規 則 第 90 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別表第 1 中「危機管理防災局長」を「危機管理防災局長 知事が指定する参事」に改める。

別表第 2 中「産業政策総括監」を「産業政策総括監 国際戦略総括監」に改める。

別表第 3 中「知事秘書監」を「知事秘書監 人事調整監」に、「特産作物対策監」を「かごしま茶振興監」に改める。

附 則

この規則は, 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 37 号

初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給, 昇格, 昇給等に関する規則 (昭和60年鹿 児 島 県 規 則 第 67 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別表第 1 アの表 4 級の項中「主任工事監査員」を「主任工事監査員 (4 級)」に, 「主任学

芸専門員」を「主任学芸専門員（４級）」に改め、同表５級の項中「指導監査員（５級）」を「指導監査員（５級）」に、「支所長補佐」を「支所長補佐主任工事監査員（５級）」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会

訓令第 4 号

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員
鹿 児 島 県 地 方 労 働 委 員 会

訓令及び

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会

訓令の読点の表記を改める規程を次の

ように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩田康一
鹿 児 島 県 議 会 議 長 日高 滋
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地頭所恵
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 富永信一
鹿 児 島 県 代 表 監 査 委 員 松 蘭 英 昭
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 会 長 采女博文

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員
鹿 児 島 県 地 方 労 働 委 員 会

訓令及び

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会

訓令の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に制定されている

鹿 児 島 県
鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員
鹿 児 島 県 地 方 労 働 委 員 会

訓令及び

鹿 児 島 県 議 会
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
鹿 児 島 県 監 査 委 員 会
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会

県
会
会
会
員
会

訓令において読点として表記する「、」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。